

P F I

アニュアルレポート
(概要版)

平成20年度
内閣府

全体の構成

第1章 我が国におけるPFIの現況

- 第1節 PFI事業の実施状況
- 第2節 PFI手法の導入事例
- 第3節 政府における主な取組

- ・公表資料（平成20年度末）をもとにPFI事業の傾向を分析。
- ・ヒアリングをもとに先行事例について紹介
- ・平成20年度に政府が行った主な取組について紹介

第2章 地域活性化に資するPFI事業について

- 第1節 PFI事業における地域活性化策をめぐる概況
- 第2節 政府におけるPFI事業に関する地域活性化策
- 第3節 地域活性化に向けた個別事業における独自の取組

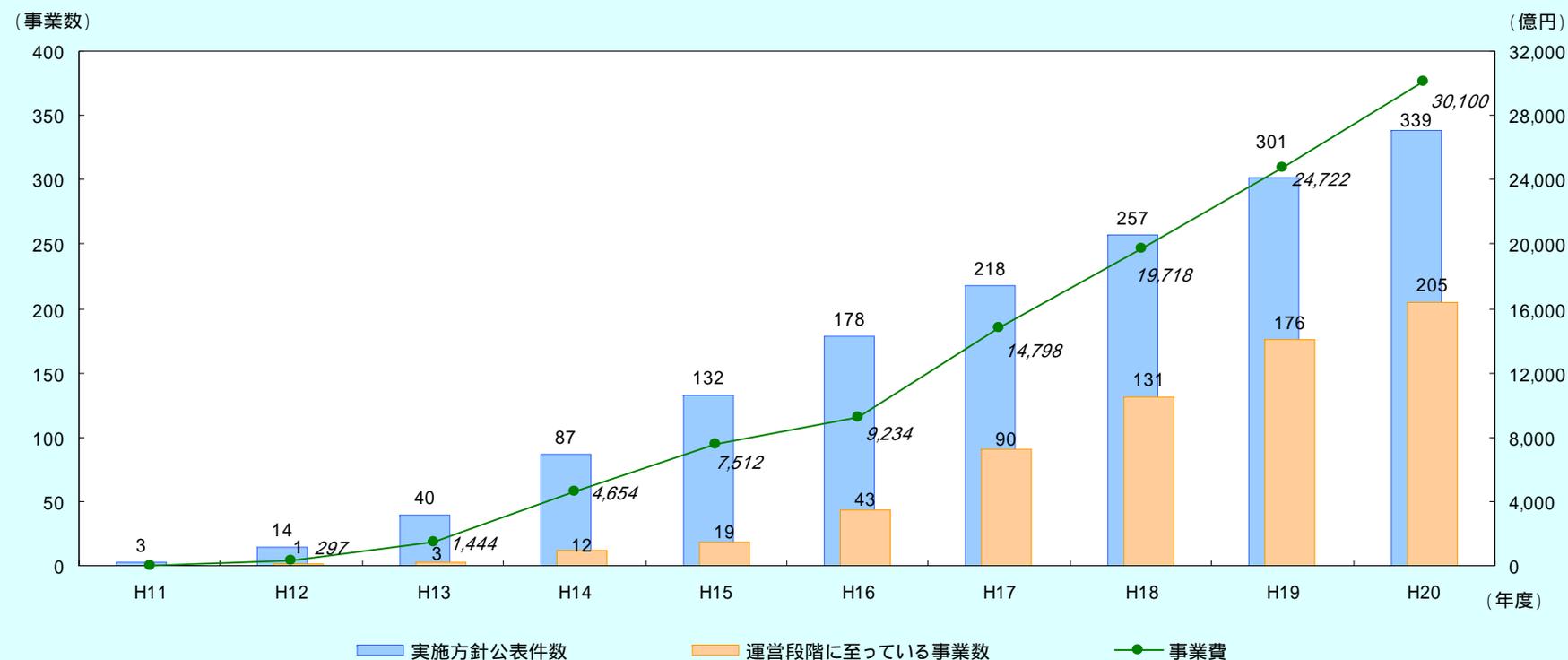
- ・PFI事業の地域活性化効果、政府の施策について紹介。
- ・管理者等へのアンケートをもとに個別PFI事業における地域活性化に資する独自の取組について紹介。

1 - 1 - 1 P F I 事業の実施状況

我が国のP F I事業の実施状況を把握するため、平成20年度末までに実施方針を公表した事業の傾向について、公表資料データをもとに整理した。

実施方針を公表済みのP F I事業数は年々増加している。平成20年度末の事業数は339事業にのぼり、事業費も約3兆円に達している。また、すでに運営段階に至っている事業の数も、平成20年度末で205事業と、P F I事業数全体の6割を超えている。

事業数及び事業費の推移（累計）

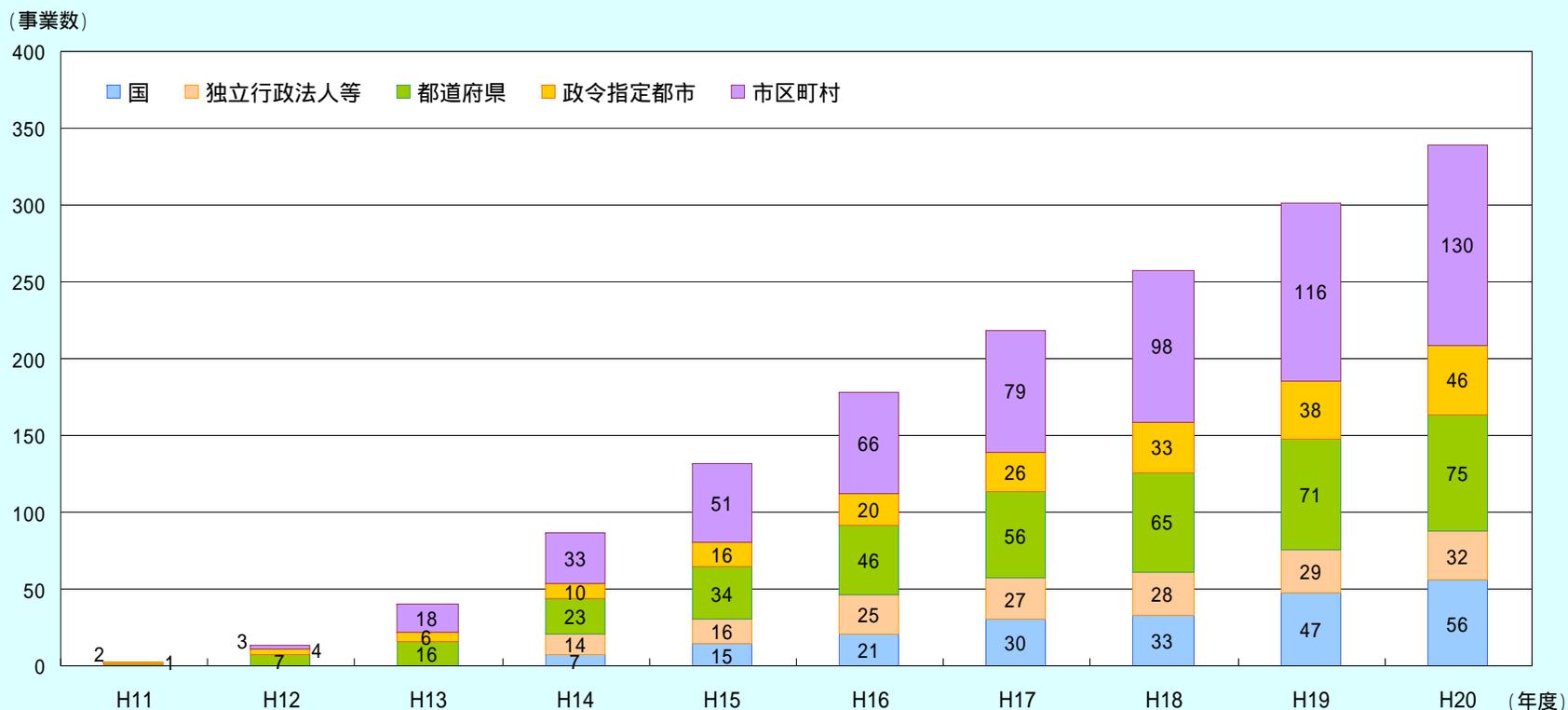


(注) 事業費については、管理者等から公表された落札金額、提案価格又は契約金額を計上したものである。また、公的負担のない事業についての事業費は含まれていない。年度については契約年度ごとに分類している。

1 - 1 - 2 P F I 事業の実施状況

管理者等別にみると、国で56事業、独立行政法人等で32事業、都道府県で75事業、政令指定都市で46事業、市区町村で130事業が実施されている。

管理者等別事業数の推移（累計）



- (注) 1. 「国」には、各府省のほか、衆議院、参議院及び最高裁判所を含む。
2. 国と市区町村の共管事業は国に、都道府県と市区町村の共管事業は都道府県に分類している。
3. 「独立行政法人等」には、各国立大学法人のほか、大学共同利用機関法人人間文化研究機構、独立行政法人国立病院機構四国がんセンター、地方独立行政法人大阪府立病院機構を含む。

1 - 2 P F I手法の導入事例

我が国のP F I事業の中でも特色のある案件について、管理者等にヒアリングを行った。その結果、民間事業者のノウハウ活用により、利便性の向上・サービス水準の向上等の実現、施設整備・維持管理・運営コストの削減、地域活性化への貢献等がなされていることが明らかになった。

紹介事例	特色
指宿地域交流施設整備事業（鹿児島県）	我が国初の道の駅を対象としたP F I事業
九段第3号合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業（東京都）	我が国初の国と地方公共団体の共管P F I事業
埼玉県県民活動センターE S C O事業（埼玉県）	積極的にE S C O - P F I事業を展開している地方公共団体の事業
新浦安駅前複合施設整備運営事業（千葉県）	1 2の機能が複合化した施設を対象としたP F I事業
中部運転免許センターP F I事業（静岡県）	我が国初の運転免許センターP F I事業
<small>かみやす</small> 県営上安住宅整備事業（広島県）	県営住宅整備と余剰地活用を併せて実施したP F I事業
豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業（愛知県）	健康増進・福祉を基本コンセプトとした余熱利用施設P F I事業
マリンピア神戸フィッシャリーナ施設整備等事業（兵庫県）	我が国初のフィッシャリーナ施設を対象としたP F I事業

利便性の向上・サービス水準の向上等の実現

- ・利用しやすい運営が可能となる施設整備上の工夫（中部運転免許センターP F I事業）
- ・計画的な保守管理等による業務要求水準を上回る環境衛生管理の実現（豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業）

施設整備・維持管理・運営コストの削減

- ・自社開発製品の活用によるコスト削減の実現（マリンピア神戸フィッシャリーナ施設整備等事業）
- ・自然エネルギーの利用等による省エネルギーの実現（九段第3号合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業 新浦安駅前複合施設整備事業）
- ・省エネルギー対応照明設備・器具の導入（埼玉県県民活動センターE S C O事業）

地域活性化への貢献

- ・地元企業との協働による商品開発（指宿地域交流施設整備事業）
- ・余剰地活用事業の実施による地元への貢献（県営上安住宅整備事業）

1 - 3 - 1 政府における主な取組

PFI推進委員会では、主にPFI推進委員会報告の中で重点課題として掲げられた「個別具体のプロセスごとの課題」に対応し、事業契約の標準化及び業務要求水準の明確化についての検討がなされた。この議論を踏まえ、平成21年4月にはそれぞれ「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」、「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」を取りまとめた。

その他、平成20年7月15日にVFMガイドラインの改定を行った。特定事業選定時等においてVFMを公表する際、VFMの評価過程や評価方法についても併せて公表することとした。さらに、公表のための様式例を具体的に提示するとともに、PSC、PFI-LCC、VFM等を公表しない場合はその理由を明示することとした。

PFI推進委員会の取組（個別具体のプロセスごとの課題に対する検討結果）

個別具体のプロセスごとの課題	検討結果
リスクの分析及びマネジメントについての考え方の整理の必要性	PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方
契約書等の標準化の推進	
運営段階における課題に対する適切な対応	PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方
要求水準書の明確化	
より透性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実現	

VFMガイドラインの改定内容

- ・特定事業選定時等においてVFMを公表する際、VFMの評価過程や評価方法についても併せて公表することとした。
- ・具体的な公表の方法について、公表のための様式例を提示するとともに、PSC、PFI-LCC、VFM等を公表しない場合はその理由を明示することとした。

1 - 3 - 2 政府における主な取組

PFI推進室でも、PFI推進委員会報告における重点課題に対応して、様々な措置を講じている。平成20年7月には、重点課題「地球温暖化防止への対応」に対応して、報告書「PFIにおける地球温暖化防止への対応」を公表した。

平成20年7月には、重点課題「他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施」に対応して、官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会から、報告書「PFI、指定管理者制度、市場化テスト等の官民連携手法の効果的な活用と適切な選定等について」を公表した。

平成20年6月には、重点課題「補助金、税制等の支援措置のイコールフットイング」に対応して、調査結果「地方公共団体がPFI事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について」を公表した。

その他、昨年度に引き続き、国際的な情報交換を行っている。2008年10月には、第3回日韓定期PFI推進交流会議を日本で開催した。同年12月には、ワシントンで開催された今年で3回目となる世界銀行主催のPPP Daysに参加した。2009年1月には、PFI推進室主催でインターネットによるPPP/PFIにかかる国際会議「PPP Web Tokyo Conference 2009」を開催した。同年3月には、東京で開催された豪日経済委員会、日豪経済委員会主催の「インフラ整備における官民協力に関する官民合同ミッション」に参加した。

PFI推進室の取組

重点課題	報告書等
地球温暖化防止への対応	PFIにおける地球温暖化防止への対応
他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施	PFI、指定管理者制度、市場化テスト等の官民連携手法の効果的な活用と適切な選定等について
補助金、税制等の支援措置のイコールフットイングの必要性	地方公共団体がPFI事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について

2 - 1 PFI事業における地域活性化策をめぐる概況

PFI事業には、主に2つの観点から地域活性化に資する側面がある。第1に、PFI事業は需要創出による経済波及効果が一般の公共事業より効率的、効果的にもたらされることが期待されること、第2に、国公有財産を有効に活用することにより、民間発案の新規事業の可能性を拡大させることが期待されることである。

PFI事業が地域活性化に資する側面

第1の側面	<ul style="list-style-type: none">・PFI事業は一般の公共事業と同様に需要創出による経済波及効果が期待される。・しかも、PFI事業の場合は一般の公共事業と異なり、民間のノウハウや民間資金を活用することで公共投資の負担額が縮減されること(VFMが創出されること)等によって、より効率的、効果的な経済効果が見込まれる。
第2の側面	<ul style="list-style-type: none">・国公有財産を有効に活用することにより、民間発案の新規事業の可能性を拡大させることが期待される。・例えば、PFI法では行政財産貸付の特例が認められている。これにより、国公有地の余剰部分を民間事業者が活用し、より有効な活用が可能となる。



これらの効果により、
PFI事業は、一般の公共事業以上の効率的・効果的な経済効果が見込まれ、
地域経済の活性化に資するものと考えられる。

2 - 2 政府におけるPFI事業に関する地域活性化策

政府におけるPFI事業に関する地域活性化策が「生活対策」、「経済危機対策」、「地方再生戦略」、「地域再生基本方針」、「地域再生総合プログラム」等に盛り込まれている。「生活対策」、「経済危機対策」においては、地域活性化に向けた施策の一つとして「PFIについて、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい環境の整備等、制度の改正」を行うこととされている。

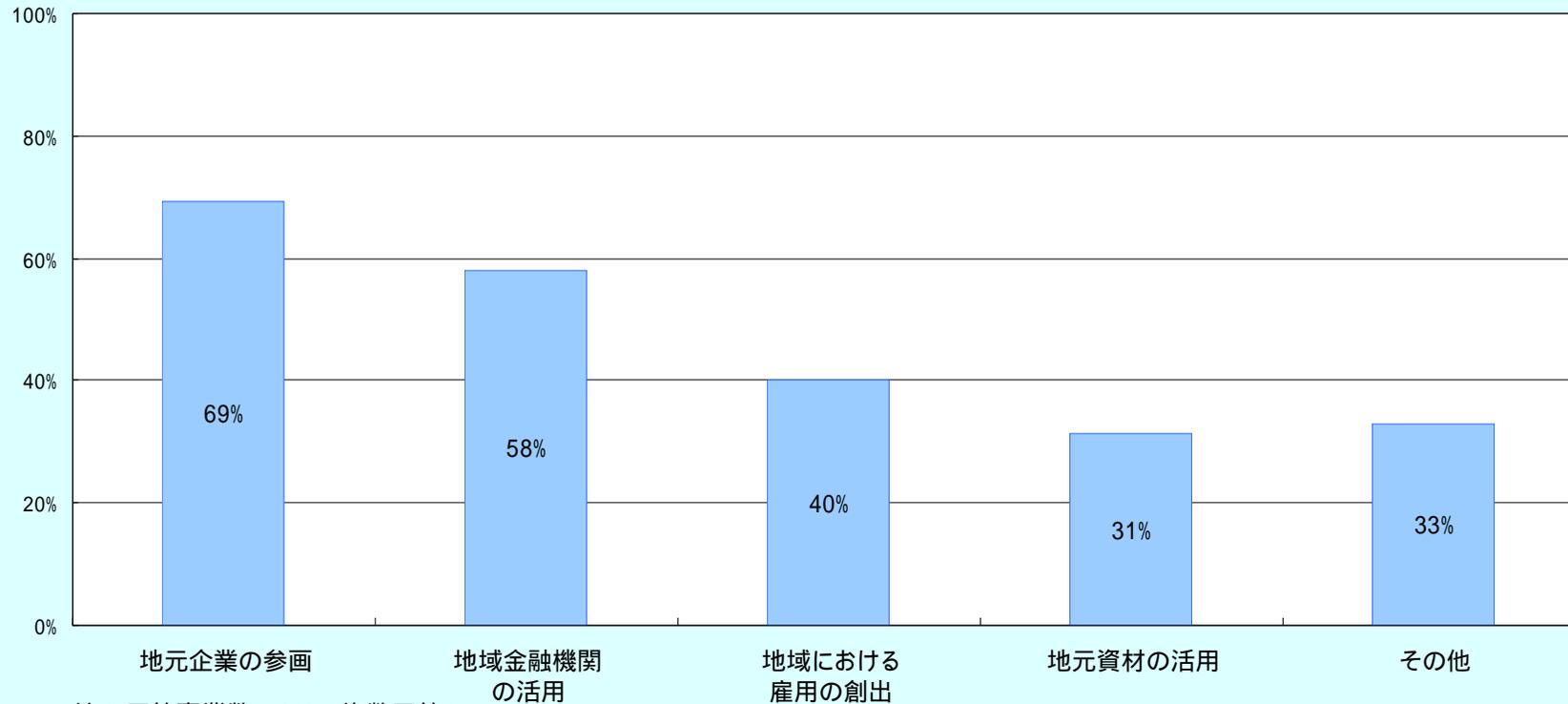
政府におけるPFI事業における地域活性化策

生活対策 経済危機対策	・PFIについて、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい環境の整備等、制度の改正
地方再生戦略	・地域雇用の創出に対する民間のノウハウ、資金等の活用促進のため、地域再生計画に合致する事業への融資に対する支援について検討する。
地域再生 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、福祉、地域交通など、従来、公的主体が担っていた事業や、リサイクル、新エネルギーなどの環境負荷の低減、地場産業支援のための試験研究、商品開発、販路拡大などの促進といった政策的意義が高いものの、収益性の観点から民間事業者の積極的参入が期待できない事業、高齢者・障害者等を積極的に雇用する事業については、地域再生に資する経済的社会的効果の高いものとして、民間資金の活用を促進するための誘導措置を講ずる。これにより、地域全体にとって意義のある民間事業の円滑な推進を図るとともに、「官から民へ」の改革の流れを一層加速する。 ・低廉かつ良質な公共サービスの提供を目的としたPFIの推進は、民間の事業機会の創出、行政財産の有効活用等を通じて経済の活性化にも資するものである。PFI推進委員会における今後の課題に関する検討の結果も踏まえつつ、地域におけるPFIへの取組支援に向けてPFIアニュアルレポートの作成等を通じPFIの一層の推進を図る。
地域再生 総合プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI法の改正等を踏まえつつ、地域におけるPFIへの取組支援に向けてPFIアニュアルレポートの作成や先行事例集の作成等による情報発信機能の充実等、PFIの一層の推進を図る。 ・PFI推進委員会報告(平成19年11月15日)において地球温暖化防止の対策が重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題に位置づけられたことを踏まえ、PFIアニュアルレポートや先行事例集等を通じて地球温暖化防止に資するPFI事業の一層の推進を図る。

2 - 3 - 1 地域活性化に向けた個別事業における独自の取組

内閣府では、各事業においてどのような地域活性化に向けた独自の取組を行っているかについて、平成20年12月までにPFI事業の実施方針の公表を行った事業のうち、PFI事業の実施を中止したもの等を除いた333事業を対象としたアンケート調査を実施した（回収率51%）。アンケート調査結果から、各PFI事業において実施されている地域活性化に向けた取組は大きく3点あることがわかった。それぞれの取組は、地元企業の参画、地域金融機関の活用、地域における雇用の創出、地元資材等の活用である。

選定事業者の提案における地域活性化に関する項目



(注) 回答事業数：140 (複数回答)

2 - 3 - 2 地域活性化に向けた個別事業における独自の取組

地元企業の参画については、入札参加に関する資格要件に含めることで、一定の参画を民間事業者側に求めたとする事業が多く見られた。

地域金融機関の参画について、地域金融機関が幹事行¹として参画した事業が39%(23事業)ある。また、参加行²において地域金融機関の占める割合が8割を超えとした事業が44%、6割以上になると62%にのぼる。このように、多くの地域金融機関が参画している現状がうかがえる結果となった。

- 1 「幹事行」とは、複数行による融資の場合に全行を代表して条件交渉や融資に関する事務等を行う金融機関を指す。
- 2 「参加行」とは、融資のみを行う金融機関を指す。

参画資格要件・審査基準における地元企業の参画に関する項目(例)

事業区分	内容
身体障害者福祉施設	建設役割を担う企業は、県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所を県内に有する者」、又は県内業者を含むグループとすることを資格要件として定めた。
小中学校	入札参加者は、本店、支店又は営業所の所在地が本町内にある企業を、入札参加企業、代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかとして、1社以上参加させること、入札参加者は、建設業務を行う者の中に、主たる営業所の所在地が県内にあり、過去10年以内に、官公庁が発注した延べ床面積1,000㎡以上の学校施設又は類似施設の建築一式工事(新築、増築又は改築)を元請(共同企業体にあっては代表者に限る。)で施工した実績(竣工したものに限る。)がある企業を、少なくとも1社以上参加させることを資格要件として定めた。
斎場	応募者には、市内に本社または本店を置く企業を1者以上含むことを資格要件として定めた。
社会体育施設	入札説明書において、「入札参加者のうち、設計、工事監理、建設、運営、維持管理業務を行う者の少なくとも1社は、本市内に本店を有する者とする。」と資格要件として定めた。
給食センター	応募者の構成員のうち、1者以上は必ず市内に商業登記簿上の本店を有することを資格要件として定めた。
公営住宅	県内企業等が主導的な役割を果たす事業参画により、地域経済への配慮等に関する提案がなされているかを加点審査項目とした。

2 - 3 - 3 地域活性化に向けた個別事業における独自の取組

地域における雇用の創出については、資格要件とせず基礎審査項目または加点審査項目としている事業が多くみられた。また、審査項目としたか如何によらず、結果として地元の人材の活用や地元企業への発注による雇用の創出について、選定事業者から具体的な提案が多くなされていることが明らかとなった。地元資材の活用については、資格要件とせずに、基礎審査項目または加点審査項目としている事業が多くみられた。また、審査項目としたか如何によらず、結果として選定事業者からは、建設や運営等に関する調達において、地元資材を積極的に活用することや、地元企業、機関との連携についての提案がなされていることが明らかとなった。

資格要件・審査基準における、地域の雇用創出・地元資材等の活用に関する項目（例）

地域における雇用の創出		地元資材等の活用	
事業区分	内容	事業区分	内容
廃棄物処理施設	施設の運営管理にあたって、地元町の雇用並びに地元企業、シルバー人材センター等の活用に配慮することを基礎審査項目とした。	自然公園	要求水準書の中で、地域産材を活用するなど、地域振興に寄与するような資材の使用に努めることと規定した。
斎場	要求水準書に売店及び食堂業務に係る従業員の確保については、地元地域からの雇用に配慮することを基礎審査項目とした。	社会体育施設	要求水準書の中で、仕様材料等については、費用対効果を考慮した上で地場産材の活用に配慮することと規定した。
自然公園	キャディの承継に関する要求事項を定め、供用開始時点で在籍予定のキャディは原則承継することとした。	小中学校	地産地消の概念を取り入れた計画について、加点審査項目として評価した。
都市公園	雇用機会の創出や地域との連携等に関して、優れた提案として具体的な工夫がなされていることを加点審査項目として評価した。	公営住宅	県産材(特に木材)の活用についての配慮がなされているかを加点審査項目として評価した。
消防施設	地域経済への配慮(業務実施にあたって地域経済への働きかけ等、評価できる点)を加点審査項目として評価した。	都市公園	圏域内の資材・食材調達が提案されているかを加点審査項目として評価した。

2 - 3 - 4 地域活性化に向けた個別事業における独自の取組

アンケート結果からは、その他地域活性化に関する独自の取組として、施設整備における地域への配慮や、選定事業者と地域コミュニティ、地元企業等との連携及び協力体制の構築について、選定事業者からも積極的な提案がなされていることがうかがえた。

各PFI事業において独自に地域活性化に向けた取組を行う際、WTO政府調達協定に抵触しないよう留意する必要がある。

資格要件・審査基準におけるその他地域活性化に関する項目（例）

事業区分	内容
浄化槽	地域経済や地域社会への具体的な貢献内容や貢献が見込める内容を基礎審査項目として評価した。
警察施設	安全・安心なまちづくりの事業目的を理解した計画が提案されているか、にぎわいのあるまちづくりの事業目的を理解した計画が提案されているか、地域に調和したまちづくりの事業目的を理解した計画が提案されているかについて、基礎審査項目として評価した。
給食センター	事業の実施に伴い、地域(市内)経済や地域社会の活性化に貢献する提案がなされた場合は、确实性、実行性などの内容に応じて、加点審査項目として評価した。
小中学校	地域経済の活性化への貢献、地域・学校の利便性向上や設備等の充実等に寄与するような提案があるかを加点審査項目として評価した。
公営住宅	中心市街地活性化法に基づく中心市街地計画地域への立地、ポケットパーク・児童遊園・集会施設等の設置によるコミュニティ形成、民間施設等との一体整備による地域の活性化及び社会貢献について、加点審査項目として評価した。
複合施設	地域における区域内のまちづくりとしての調和を図るために他事業主体との連携・協働方法について、具体的な提案がなされ、その内容が優れているかについて、加点審査項目として評価した。